

令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名：愛知県

農業委員会名：岡崎市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 R2 年 7 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	—
中立委員	—	1

任期満了年月日 R 5 年 7 月 29 日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	19	19	5

2 農家・農地等の概要

		経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)	
総農家数		3,156		基幹的農業従事者数		認定農業者	
農業経営体数		1,101		女性		基本構想水準到達者	
※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入				40代以下		認定新規就農者	
				46		農業参入法人	
※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入						集落営農経営	
						特定農業団体	
						集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,340	812	—	—	—	3,152

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	3,152 ha	1,568 ha	49.7 %
課題	(令和4年3月時点での地区ごとの集積率) 六ッ美地区 82%、矢作地区 71%、東部地区 53%、葵地区 14% 額田地区 11% 農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地や、不在地主等所有者不明の農地が増加しており、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。中山間地域は小区画で法面が多く、耕作する農地が分散し、作業効率が低いため、利用集積が難しい。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和12年度	集積率	80 %
今年度の新規集積面積	34 ha	農地面積(C)	3,122 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,602 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	51.3 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	38 ha	32 ha	6 ha
課題	遊休農地の多くが中山間地域に位置する耕作条件が不利な農地のため、借り手が存在せず中間管理機構への貸付が行えず解消が困難である。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	32 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	6 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	6 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	中間管理機構での借り受けがされない黄区分の遊休農地については、非農地通知を検討する協議をする。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	— ha
---------------------------	------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	3 経営体	4 経営体	8 経営体
	2.8 ha	1.8 ha	1.5 ha
課題	新規参入者が借り入れ可能な農地が分散することが多く、作業の効率化が図り難い。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年	平成29年	平成30年	平均
	547 ha	492 ha	462 ha	500 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	50.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8日以上 / 月	最適化活動を行う農業委員の人数	19 人
		農地利用最適化推進委員の人数	19 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	非農地判断	再生が困難だと思われる農地について、現場確認を行い非農地化を進める
9月	非農地判断	再生が困難だと思われる農地について、現場確認を行い非農地化を進める
2月	利用意向調査	利用意向調査が未回収の人について聞き取り調査を行い、中間管理機構へのマッチングを増加させ、遊休農地の発生防止に務める。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	月末	相談会名	新規就農支援対策担当者会議
参加者数	1人	開催場所	JAあいち三河本店 等
相談会の内容	新規就農支援対策担当者会議において、新規参入者への面接や場確認をする際、必要に応じて、最適化委員が同席し、地域への円滑な就農への助言を行う。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)